

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 12 日

金 曜 日

第 3813 号

目 次

告 示

- 能登半島国定公園の公園事業の変更 1
- 能登半島国定公園の公園事業の廃止 2
- 能登半島国定公園の公園事業の決定 3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 土地改良区の定款変更の認可 4

公 告

- 公共測量の実施
- 公共測量の終了 5
- 開発行為の工事完了 6
- 土地改良区の役員の就退任

告 示

富山県告示第398号

能登半島国定公園の公園事業の変更について

自然公園法（昭和32年法律第 161号）第 9 条第 2 項の規定により次に掲げる能登半島国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第 5 項の規定において準用する同条第 4 項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、富山県生活環境文化部自然保護課及び高岡市役所に備え付けて供覧する。

平成26年 9 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路（歩道）事業

変 更 前		変 更 後	
事業の名称	位 置	事業の名称	位 置

雨晴島尾線 道路（歩道） 事業	起点—高岡市大字太田（岩 崎） 終点—氷見市大字窪（国定 公園境界）	雨晴島尾線 （歩道）	起点—高岡市雨晴（歩道分 岐点） 終点—氷見市窪（国定公園 境界）
二上山縦走線 道路（歩道） 事業	起点—高岡市大字太田（岩 崎） 終点—高岡市大字二上（国 定公園境界）	二上山縦走線 （歩道）	起点—高岡市太田（岩崎） 終点—高岡市城光寺（歩道 合流点）
		二上山線 （歩道）	起点—高岡市城光寺（歩道 分岐点） 終点—高岡市二上（国定公 園境界）

富山県告示第399号

能登半島国定公園の公園事業の廃止について

自然公園法（昭和32年法律第 161号）第 9 条第 2 項の規定により次に掲げる能登半島国定公園に関する公園事業の一部を廃止したので、同条第 5 項の規定において準用する同条第 4 項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、廃止に係る公園事業の位置を表示した図面は、富山県生活環境文化部自然保護課及び高岡市役所に備え付けて供覧する。

平成26年 9 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路（歩道）事業

事業の名称

位 置

(1) 鉢伏山線道路（歩道）事業

起点—高岡市城光寺

終点—高岡市城光寺（国定公園境界）

(2) 大師ヶ岳線道路（歩道）事業

起点—高岡市城光寺

終点—高岡市大師ヶ岳（国定公園境界）

富山県告示第400号

能登半島国定公園の公園事業の決定について

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により次に掲げる能登半島国定公園に関する公園事業を決定したので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、富山県生活環境文化部自然保護課及び高岡市役所に備え付けて供覧する。

平成26年9月12日

富山県知事 石 井 隆 一

道路（歩道）事業

事業の名称

位 置

中部北陸自然歩道線（歩道）

起点—高岡市二上（国定公園境界）

終点—高岡市城光寺（国定公園境界）

終点—高岡市大師ヶ岳（国定公園境界）

起点—高岡市岩崎（国定公園境界）

終点—高岡市渋谷（国定公園境界）

起点—高岡市雨晴（国定公園境界）

終点—高岡市雨晴（国定公園境界）

富山県告示第401号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年9月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

種類 富山高岡広域都市計画道路事業

名称 3・3・403号 高岡駅佐加野線

3・3・406号 下関京田二塚線

8・5・404号 高岡駅南北自由連絡通路

8・7・405号 高岡駅北口歩行者専用道

8・7・406号 高岡駅北口地下歩道中央線

8・7・407号 高岡駅北口地下歩道東線

3 事業地

(1) 収用の部分

平成24年富山県告示第 304号の事業地に富山県高岡市駅南五丁目地内の事業地を追加する。

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成17年4月13日から平成29年3月31日まで

富山県告示第402号

土地改良区の定款変更の認可について

井田川沿岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、平成26年9月4日認可した。

平成26年9月12日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規

定により、高岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 9 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間
平成26年 8 月26日から平成26年12月26日まで
- 3 作業地域
高岡市全域

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、朝日町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 9 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画に伴う 2 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年 7 月28日から平成26年12月20日まで
- 3 作業地域
富山県北西地域

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測

量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 9 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成26年 3 月24日から平成26年 6 月30日まで

3 作業地域

富山市飯野～新屋地内

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 9 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市生源寺 119番3			高岡市戸出町三丁目4番8号 205 グレイス戸出	橋場 亮介
射水市戸破字加茂1579番、1580番1、1580番2及び1579番地先	同 左	道 路	射水市戸破3523番地	伊勢住建株式会社
南砺市二日町2233番1外20筆	同 左	道路、公園	高岡市駅南四丁目11番6号	福光不動産株式会社

土地改良区の役員の退任

井口村土地改良区の役員であった次の者が平成26年 8 月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年9月12日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	小林 哲郎	南砺市井口 240番地
同	吉田 庄吾	同 上広安 15番地
同	高田 朗	同 宮後 301番地2
同	今井 敏久	同 池尻 255番地
同	塚崎 貢	同 久保 77番地
同	前田 理	同 池田 150番地
同	開澤 浩義	同 蛇喰 1094番地
同	西野 輝夫	同 川上中 907番地
同	伊東 浩	同 川上中 512番地
監事	荒井 眞一	同 池尻 350番地
同	山田 幸雄	同 蛇喰 1026番地
同	岡田 昭夫	同 大野 80番地

土地改良区の役員の就任

井口村土地改良区の役員に次の者が平成26年9月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年9月12日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	古野 喜久男	南砺市井口 35番地
同	吉田 庄吾	同 上広安 15番地
同	吉岡 正一	同 宮後 295番地
同	荒井 吉治	同 池尻 140番地
同	井口 清文	同 久保 85番地
同	北村 範雄	同 池田 8番地

同	開	澤	浩	義	同	蛇喰	1094番地
同	中	山	秀	一	同	川上中	856番地
同	前	田		理	同	池田	150番地
監 事	池	田	淑	則	同	池尻	241番地
同	松	本	明	久	同	蛇喰	1127番地
同	菊	池	喜	彦	同	大野	15番地